

第 42 回 太平洋広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和 7 年 3 月 4 日（火） 10：00～

場 所：A P 虎ノ門 11 階 B ルーム

（東京都港区西新橋 1-6-15 日本酒造虎ノ門ビル）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（3）その他

① T A C 資源拡大に向けた検討状況について

② 令和 7 年度資源管理関係予算について

③ その他

4 閉 会

太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道府県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年 6月1日～2026年5月31日

都道府県互選委員（第6期）：2021年10月1日～2025年9月30日

区 分		氏 名	現 職
都道府県互選	北海道	川崎 一好 カワサキ カズヨシ	釧路十勝海区漁業調整委員会会長
	青森県	竹林 雅史 タケバヤシ マサシ	青森県東部海区漁業調整委員会委員
	岩手県	湊 謙 ミナト ケン	岩手海区漁業調整委員会会長
	宮城県	關 哲夫 セキ テツオ	宮城海区漁業調整委員会会長
	福島県	鈴木 哲二 スズキ テツジ	福島海区漁業調整委員会会長代理
	茨城県	高濱 芳明■ タカハマ ヨシアキ	茨城海区漁業調整委員会会長
	千葉県	石井 春人 イシイ ハルヒト	千葉海区漁業調整委員会会長
	東京都	有元 貴文 アリモト タカフミ	東京海区漁業調整委員会会長
	神奈川県	宮川 均 ミヤガワ ヒトシ	神奈川海区漁業調整委員会副会長
	静岡県	高田 充朗 タカダ ミツロウ	静岡海区漁業調整委員会委員
	愛知県	鈴木 輝明 スズキ テルアキ	愛知海区漁業調整委員会委員
	三重県	浅井 利一 アサイ トシカズ	三重海区漁業調整委員会委員
	和歌山県	片谷 匡 カタタニ タダシ	和歌山海区漁業調整委員会委員
	徳島県	豊崎 辰輝 トヨサキ ヨシテル	徳島海区漁業調整委員会委員
	高知県	木下 清 キノシタ キヨシ	高知海区漁業調整委員会会長
	愛媛県	佐々木 護 ササキ マモル	愛媛海区漁業調整委員会会長
	大分県	濱田 貴史 ハマダ タカシ	大分海区漁業調整委員会委員
	宮崎県	山田 卓郎 ヤマダ タクロウ	宮崎海区漁業調整委員会委員
大臣選任	漁業者代表	野崎 太 ノザキ タイ	株式会社酢屋商店 代表取締役
		鈴木 宏彰 スズキ ヒロアキ	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		長島 孝好 ナガシマ タカヨシ	大師丸漁業株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣 コサカダ ヒロツグ	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		小玉 祐樹 コダマ ユウ キ	有限会社小玉漁業 代表取締役
		中田 勝淑 ナカタ カツヒデ	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		井上 幸宣 イノウエ ユキノリ	全国かじき等流し網漁業協議会 副会長
	学識経験	関 いずみ セキ	学校法人東海大学 人文学部 教授
		北門 利英▲ キタカド トシヒデ	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男 ハナオカ ワカオ	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

クロマグロ遊漁の課題への対応

令和7年2月
水産庁

I これまでのくろまぐろ遊漁専門部会での議論

1. それぞれの広域漁業調整委員会の下に、「太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」、「日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」、「瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」を設置し、令和6年12月12日に同専門部会の合同会議を開催。合同会議の委員は以下の8名。

氏名	現職
田中 栄次（議長）	東京海洋大学 名誉教授
柏瀬 巖（副議長）	公益財団法人 日本釣振興会 常任理事
高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会 委員
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会 副会長
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長
菅原 美徳	一般社団法人 全日本釣り団体協議会 副会長
桜井 駿	一般社団法人 日本アングラーズ協会
森 聡之	特定非営利活動法人 ジャパンゲームフィッシュ協会 評議員

2. 合同会議を3回開催（R6.12.12 , R7.1.17 , R7.2.12）。
クロマグロ遊漁の現状と課題、現行の広域漁業調整委員会指示に基づく規制の見直しのほか、届出制の導入やキャッチアンドリリースなど幅広い事項について議論。

Ⅱ 議論の結果、専門部会委員の意見が一致した内容

(1) 現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直し

		令和6年度（現行）	令和7年度（見直し）
採捕上限の設定		複数月での設定が存在	毎月均等に設定
大型魚のバックリミット（保有限制）		1人1日1尾	1人毎月1尾
採捕報告の期限		陸揚げ後から3日以内	陸揚げ後から1日（翌日）以内
採捕報告の内容	採捕者情報	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	氏名、住所、電話番号、メールアドレス
	採捕したくろまぐろ（大型魚）の情報	- 重量、尾数 - 陸揚げ日 - 採捕した海域	- 重量、尾数 - 尾さ長が確認できる写真 - 計量方法（はかり、目測など） - 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さ） - 陸揚げ日 - 採捕した海域 - 陸揚げ場所
	船舶情報	（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県 （遊漁船以外を利用した場合）	（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県、遊漁船登録番号 （遊漁船以外を利用した場合） 船舶番号又は船舶検査済票の番号
虚偽報告抑止策			- 二重認証システム（電話番号認証）の導入 - 本人確認書類の提出
委員会指示の有効期間		1年間（R6.4.1～R7.3.31）	2年間（R7.4.1～R9.3.31）

2

(2) 新規の管理措置について

◎現在、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、以下を内容とする委員会指示による届出制を令和8年4月1日から新たに導入する。
 なお、内容については、今後の議論で変更する可能性がある。

届出対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者・遊漁船以外の船舶を運航する者 ※自ら遊漁船以外の船舶を運航してクロマグロを採捕しようとする者も含む
届出内容	- 氏名 - 住所 - 電話番号 - メールアドレス - 使用予定船舶（任意） - 出入港予定場所（任意）	- 氏名 - 住所 - 電話番号 - メールアドレス - 船名 - 遊漁船登録番号（遊漁船の場合） - 船舶番号（遊漁船以外の船舶の場合） - 出入港予定場所
受付期間	採捕しようとする日の1営業日前まで	令和〇年△月〇日から令和8年▲月■日まで
届出回数	委員会指示の有効期間中に1回	受付期間中に1回
届出方法	電子フォーマット・メール・アプリ／システム（開発中）	
未届出者への対応	- 届出を行っていない者はクロマグロの採捕してはならない。 - クロマグロを意図せずに採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。	届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならない。

3

Ⅲ その他（キャッチアンドリリース（C&R）について）

◎ 採捕が禁止された後のC&Rの可否については、委員の間で意見が分かれた。

（主な意見）

- C&Rが認められれば釣り人の不満は解消される。一方で、持ち帰りたいと考えている遊漁者も大事にする必要。
- 採捕期間中、一定数量に達した段階でC&Rに切り替える方法を併用できれば、少ない配分量でも遊漁船業者は長期間営業できるようになる。
- 漁業者は採捕停止命令が出たら、定置網漁業はクロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟の上で網を開放して放流し、漁船漁業は漁場を移動して操業しないようにしており、これら漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のC&Rには反対。
- 日本においては、C&Rによる死亡が資源に与える影響についての科学的根拠がない。
- クロマグロ以外の遊漁の管理の在り方にも影響する可能性があるので、導入にあたっては慎重に議論すべき。
- それぞれの地域で漁業者は操業禁止期間などルールを決めているが、それを無視して遊漁をする者が特にPBに見られ、漁業者が憤っている。それぞれの地域の漁業者と遊漁者がお互いにリスペクトし、話し合っていくことが大事。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号（案）の概要

1. 委員会指示第 49 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人毎月 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。

ウ 遊漁者は、イの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) くろまぐろ（大型魚）の採捕の報告

ア 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、以下の内容を陸揚げした日から 1 日以内に委員会に報告。

① 採捕者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

② 採捕した大型魚の尾数、重量（計量方法を含む）

③ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

④ 採捕した大型魚の陸揚げ日及び陸揚げ場所

⑤ 大型魚を採捕した海域

⑥ （遊漁船を利用した場合）船名、登録都道府県、遊漁船登録番号

⑦ （遊漁船以外の船舶を利用した場合）船舶番号又は船舶検査済票の番号

イ 報告を行うに当たっては、以下の書類等を併せて提出。

① 採捕した大型魚の尾さ長が確認できる写真

② 採捕した者の運転免許証等の本人確認書類の写し

※ 虚偽報告防止策として二重認証システム（電話番号認証）を導入。

(4) 指示の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の時期別の採捕数量に関する運用方針(案)

令和 7 年 3 月 4 日

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示(以下「委員会指示」という。)第 49 号の 6 に基づき、委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の時期別の採捕数量に関する運用方針について、以下のとおり定める。

令和 7 年度については、全海区における遊漁におけるくろまぐろ(大型魚)の採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合、当該時期の末日まで採捕を禁止する。

(単位: トン)

時期	R 7 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	R 8 年 1 月	2 月	3 月
数量	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

※ 令和 8 年度については、令和 7 年度の採捕状況等を踏まえ設定。

(参考) 今年度の時期別数量の実績 (令和 7 年 1 月 8 日現在)

(単位: トン)

時期	R 6 年 4 ~ 5 月	6 月	7 月	8 ~ 9 月	10 ~ 12 月	R 7 年 1 月	2 ~ 3 月	合計
数量	5	7	7	7	5	5	※	40
実績	8.2	8.8	10.2	4.9	4.3	1.6	—	38.0
採捕禁止	4/6-5/31	6/5-30	7/7-31	8/5-9/30	—	1/9-3/31	—	

※概ね 40 トンから全海区における令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

改 正 後	改 正 前
1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 「<u>遊漁船</u>」 <u>遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。</u>	1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (新設)
2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 (略)	2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 (略)
3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 (1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 (削る。) (2) 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。 (3) 遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。	3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 (1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 (2) <u>遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から三日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。</u> <u>ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス</u> <u>イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量</u> <u>ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日</u> <u>エ 採捕した海域</u> <u>オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名</u> (3) 太平洋広域漁業調整委員会会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。 (4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
4 報告 (1) <u>遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。</u> <u>ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス</u> <u>イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）</u> <u>ウ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）</u> <u>エ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所</u> <u>オ 採捕した海域</u> <u>カ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号</u> <u>キ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号</u> (2) <u>(1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。</u>	(新設)
5 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。	4 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。
6 その他 (略)	5 その他 (略)

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

(5) 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）
第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ

(大型魚) (以下「別個体」という。)を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕を禁止する旨、公示する。

(3) 遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ(大型魚)の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ(大型魚)を採捕してはならない。くろまぐろ(大型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4| 報告

(1) 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ(大型魚)を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾数及び重量(計量方法を含む。)

ウ 尾さ長(ふん端から尾さまでの長さをいう。)

エ 採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日及び陸揚げした場所

オ 採捕した海域

カ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

キ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(2) (1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

5| 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

6| その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

○太平洋広域漁業調整委員会第49号の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領 新旧対照表（案）

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 <u>49</u> 号（以下「委員会指示」という。）の <u>6</u> に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。	太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 <u>46</u> 号（以下「委員会指示」という。）の <u>5</u> に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。
1. くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告方法 委員会指示の <u>4(1)</u> に定めるくろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」（https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html）に設けた報告用ウェブサイト（以下「報告サイト」という。）に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。 <u>なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。</u> (1)報告サイトへの入力 報告サイトにアクセスし、委員会指示の <u>4(1)及び2</u> に定める事項を報告フォームに入力 <u>及び添付</u> し報告する。 (2)報告用アプリケーションの利用 報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の <u>4(1)及び2</u> に定める事項を入力 <u>及び添付</u> し報告する。 (3)電子メールによる送信 委員会指示の <u>4(1)及び2</u> に定める事項を入力 <u>及び添付</u> （報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可）し、メールアドレス km-yugyo★maff.go.jp 宛てに電子メールで送信する。 <u>※★を@に置き換えること。</u> (削る。) 2. 報告に関する留意事項 (1)委員会指示の <u>4(1)イ</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の重量はキログラム単位で記入するものとする。 <u>また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。</u> <u>(2)委員会指示の4(1)ウに定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ（大型魚）の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。</u> <u>(3)委員会指示の4(1)エに定める採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記入するものとする。</u> <u>(4)委員会指示の4(1)オに定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。</u> <u>(5)委員会指示の4(2)に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真を含むものとする。</u> 3. 個人情報等の取扱いについて 報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁場生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。） <u>、都道府県</u> その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することがある。 4. 報告に対する問い合わせ (略) 別紙様式 採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書 年 月 日	1. くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告方法 委員会指示の <u>3(2)</u> に定めるくろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」（https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html）に設けた報告用ウェブサイト（以下「報告サイト」という）に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。 (1)報告サイトへの入力 報告サイトにアクセスし、委員会指示の <u>3(2)アからオ</u> に定める事項を報告フォームに入力し報告する。 (2)報告用アプリケーションの利用 報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の <u>3(2)アからオ</u> に定める事項を入力し報告する。 (3)電子メールによる送信 委員会指示の <u>3(2)アからオ</u> に定める事項を入力（報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可）し、メールアドレス km-yugyo@maff.go.jp 宛てに電子メールで送信する。 <u>(4)ファクシミリによる送信</u> <u>報告サイトに掲載される別紙様式に必要事項を記載し、ファクシミリ番号：03-3595-7332宛てにファクシミリで送信する。</u> 2. 報告に関する留意事項 (1)委員会指示の <u>3(2)イ</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の重量はキログラム単位で記入するものとする。 (新設) (新設) <u>(2)委員会指示の3(2)エに定める採捕した海域は、別図の区分 <u>(I1, I4～I10)</u> を記入するものとする。</u> (新設) 3. 個人情報等の取扱いについて 報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁場生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することがある。 4. 報告に対する問い合わせ (略) 別紙様式 採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告
太平洋広域漁業調整委員会指示第49号 4(1)の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号			
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号			
陸揚げした日	尾数（うちリリースした尾数）	重量（うちリリースした重量）	採捕した海域
年 月 日	（ ）尾	（ ）kg	
陸揚げした場所（※1）	尾さ長（うちリリースした尾さ長）（cm）（※2）	計量方法（※3）	
	（ ）cm		

※1 陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記載。
※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。
※3 計量方法は以下から選択。
【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】

添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。）
① くろまぐろ（大型魚）にメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □
② 採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

2 個人情報の取扱いに関する同意
上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供される可能性があることに同意します。

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告
太平洋広域漁業調整委員会指示第46号の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
電話番号			
電子メールアドレス			
遊漁船の名称・登録都道府県名			
（新設）			
陸揚げした日	尾数	重量（kg）	採捕した海域
年 月 日	尾	kg	
（新設）	（新設）	（新設）	

（新設）
（新設）
（新設）

（新設）

2 個人情報の取扱いに関する同意
上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供される可能性があることに同意します。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和7年3月4日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号(以下「委員会指示」という。)の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の4(1)に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という。)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の4(1)及び(2)に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の4(1)及び(2)に定める事項を入力及び添付し報告する。

(3) 電子メールによる送信

委員会指示の4(1)及び(2)に定める事項を入力及び添付(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス [km-yugyo★maff.go.jp](mailto:km-yugyo@maff.go.jp) 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の4(1)イに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。

- (2) 委員会指示の4(1)ウに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ(大型魚)の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。
- (3) 委員会指示の4(1)エに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした場所は、都道府県名および場所名(港の名前等)を記入するものとする。
- (4) 委員会指示の4(1)オに定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。
- (5) 委員会指示の4(2)に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真を含むものとする。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。))へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

別紙様式

採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号 4 (1) の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号			
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号			
陸揚げした日	尾数（うちリリースした尾数）	重量（うちリリースした重量）(kg)	採捕した 海域
年 月 日	() 尾	() kg	
陸揚げした場所（※1）	尾さ長（うちリリースした尾さ長）(cm)（※2）	計量方法（※3）	
	() cm		

※1 陸揚げした場所は、都道府県名および場所名（港の名前等）を記載。

※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。

※3 計量方法は以下から選択。

【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】

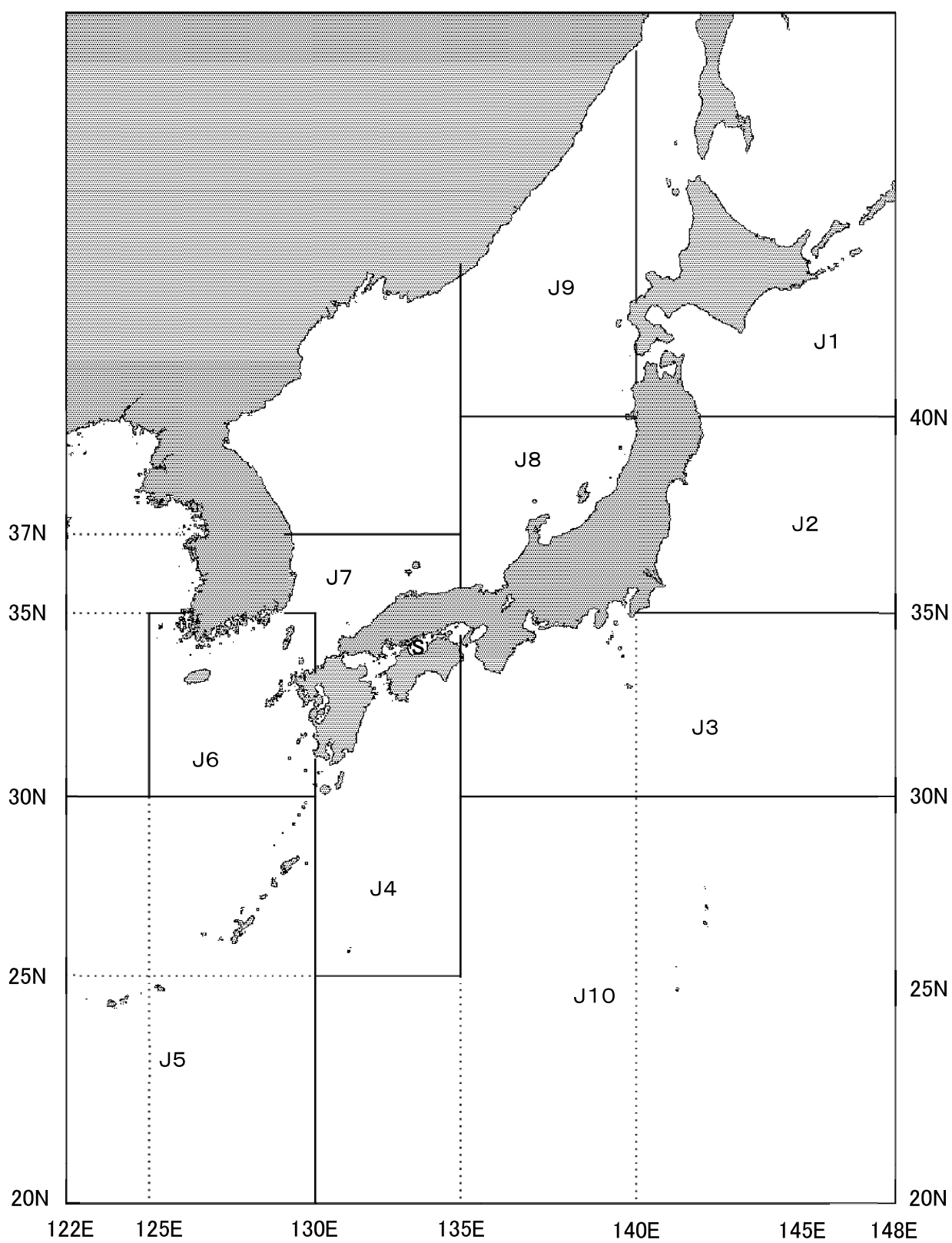
添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。）

- ① くろまぐろにメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □
- ② 採捕した者の運転免許証の写し又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

(別図)



太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 7 年 3 月 4 日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 49 号の 6 に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

なお、漁業法第 157 条第 1 項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長（又は会長職務代理）一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第五十号（案）の概要

きんめだいをとることを目的とする刺し網漁業については、①太平洋の公海においては大臣の許可（※）、また、②各都県管轄海域においては、漁業権又は知事許可に基づき営まれているが、これ以外の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）（以下「我が国EEZ」という。）では、自由漁業として営まれている。

こうした中、きんめだい資源の管理・回復を図るため我が国EEZ内の下記の規制海域において、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制（委員会承認制等）を行うもの。

（※）漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第6号に規定する太平洋底刺し網等漁業

1 操業の承認

下記（1）の規制海域において、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、下記（2）のきんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

（1）規制海域

北緯35度以南で次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線イ 東経133度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

（2）きんめだい底刺し網漁業

動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業（ただし、大臣許可漁業（太平洋底刺し網等漁業）及び都道府県知事の管轄に基づく漁業を除く。）

2 承認の対象者

委員会指示第四十五号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者

【参 考】規制海域



太平洋広域漁業調整委員会指示第五十号(案)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2) 「きんめだい底刺し網漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第五項に規定する共同漁業

ロ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ハ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

2 操業の承認

規制海域において令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認証の交付及び備付け義務

(1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年三月四日から令和八年五月三十一日までとする。

別記様式第一号

きんめだい底刺し網漁業承認証				
承認番号				
漁業者	住 所			
	氏名又は名称			
船舶	船名		総トン数	
	漁船 登録番号		使用権の 種類	
漁業根拠地				
操業承認期間	年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日 太平洋広域漁業調整委員会会長				

別記様式第一号 （記載例）

きんめだい底刺し網漁業承認証				
承認番号	太広委底第〇号			
漁業者	住 所	●●県●●市●●町●番●号		
	氏名又は名称	●●水産株式会社		
船舶	船名	●●丸	総トン数	●●トン
	漁船 登録番号	●●●●—●●●●	使用権の 種類	●●●
漁業根拠地	●●県●●市			
操業承認期間	令和7年 月 日から 令和8年3月31日まで			
年 月 日 太平洋広域漁業調整委員会会長				

別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。

(記載例)

太広委底 1



令和7年3月4日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示^{第五十号}（以下「指示^{50号}」という。）のきんめだい底刺し網漁業を営むことの承認に関する事務の取扱につき、以下のとおり定める。

1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 承認の対象者

承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）委員会指示^{第四十七号}（以下「指示^{47号}」という。）の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船（当該実績に係る船舶の使用を廃止し、これに代わって使用する他の船舶）を当該漁業に使用する者。

（2）指示^{47号}の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有しない者であっても、やむを得ない事由によるものであることを委員会が特に認めた者。

（3）（1）又は（2）に該当する者から相続、法人化により経営を承継した場合等で、委員会会長が特に必要と認めた者。

3 操業の承認をしない者

前項の規定にかかわらず、次の4による承認を受けようとする者が、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、操業の承認をしないものとする。

イ 委員会により指示^{47号}に基づく承認を取消され、その取消の日から1年を経過しない者。

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ハ 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

ニ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 承認の申請

指示^{50号}の2の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、4月30日までに委員会事務局（「水産庁資源管理部管理調整課」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

5 承認期間中の承認の申請

次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表に掲げる必要 な書類を、事務局に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域において当該承認漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について承認を申請する場合
- (2) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- (3) 承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合

6 承認証の書換交付の申請

承認を受けた者（共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。）は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

7 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

8 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

9 漁獲成績報告書の様式及び提出期限

承認を受けた者は、別紙様式第9号による漁獲成績報告書を、当該承認漁業の航海ごとに、当該航海の終了後1ヶ月以内に事務局に提出しなければならない。

10 裏付け命令の申請

委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示50号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第四項で準用する同法第二百十条第八項の規定に基づき、必要に応じて農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。

別 表

きんめだい底刺し網漁業承認申請等に必要書類の一覧表

	承認期間 前申請	承認期間中の申請		書換申請		再交付
		代 船	承 継	記載事項 の変更	相続・合 併	
申請書	○	○	○	○	○	○
申請理由書	○	○	○	○	○	○
漁船登録原簿謄本	○	○	○	○	○	
船舶検査証書写し	○	○	○	△	△	
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△	
適格性に関する誓約書	○		○			
代表者選定届	△	△	△	△	△	
定款及び登記簿謄本	△	△	△	△	△	
年間操業計画書	○	○	○		○	
海難事故報告書写し		△				
廃業届	△	○	○			
紛失届						○
相続相関図					△	
相続同意書					△	
戸籍謄本					△	
合併契約書					△	
旧承認証	△	○	○	○		△

(別表注)

1. 申請書は、別紙様式第1号によること。
2. 船舶使用承諾書は、別紙様式第2号によること。
3. 適格性に関する誓約書は、別紙様式第3号によること。
4. 代表者選定届は、別紙様式第4号によること。
5. 年間操業計画書は、別紙様式第5号によること。
6. 廃業届は、別紙様式第6号によること。
7. 紛失届は、別紙様式第7号によること。
8. 相続同意書は、別紙様式第8号によること。
9. ○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

(添付書類注釈)

1. 船舶検査証書写しは、船舶検査証書が必要な漁船は添付する。
2. 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用权の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
3. 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
4. 定款及び登記簿謄本は、申請者が法人である場合に添付する。同一事業年度に再度申請する場合には、申請理由書にその旨を明記し、添付を省略できる。
5. 旧承認証は、操業期間中の場合は写しを添付する。
6. 漁船登録原簿謄本は、証明後3か月以内のものとする。

きんめだい底刺し網漁業承認申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記によりきんめだい底刺し網漁業に係る太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用する船舶

- （１）船名
- （２）漁船登録番号
- （３）船舶総トン数
- （４）使用権の種類：（自己所有船、使用貸借権、賃借権）
- （５）通信機器の種類
- （６）電波機器の種類

2 漁業根拠地

3 主な操業区域

4 主な漁獲物等陸揚港

〔備考〕

- 1. 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。
- 2. 通信機器は、無線 1 W、船舶電話等を記載すること。
- 3. 電波機器は、レーダー、GPS等を記載すること。

別紙様式第2号

船舶使用承諾書

年 月 日

住所：（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 殿

住所：（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

貴殿が、下記の船舶をきんめだい底刺し網漁業に使用することを承諾します。

記

1 漁船登録番号

2 船 名

3 船舶総トン数

4 使用権の種類 使用貸借権

賃 借 権（賃借料）（月 円也）

5 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4にする。
2. 賃借料が定額でない場合は、理由を付すこと。

適格性に関する誓約書

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

〔備考〕

- 1. 用紙は、日本産業規格A4とする。

別紙様式第4号

代表者選定届

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の者を 丸に係るきんめだい底刺し網漁業の共同経営者の代表者に選
定したので、届け出ます。

記

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

別紙様式第5号

年間操業計画書

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

船名： （漁船登録番号： ）

漁業者	漁業種類	操業区域	期間

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。
2. 当該船舶の年間従事する漁業種類をすべて記入すること。
3. 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

別紙様式第6号

廃業届

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶は、きんめだい底刺し網漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

別紙様式第 7 号

紛失届

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶に係るきんめだい底刺し網漁業の承認証を紛失したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

相続同意書

令和 年 月 日

殿

住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記のきんめだい底刺し網漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

別紙様式第9号

きんめだい底刺し網漁業漁獲成績報告書

太平洋広域漁業調整委員会 会長殿	住所 氏名又は名称	船名					報告 年月日		
		総トン数					報告取扱 責任者	氏名	
		所持した 漁具の 数量					船長	氏名	
							漁業 根拠地		
		冷凍能力	トン/日				漁獲物等 陸揚港		
		出入港 月日	年 月 日 出航	航海 日数	日				
	年 月 日 入航		操業 日数	日					
月 日	操業位置	使用漁具 の数量	操業 回数	魚種別漁獲量 (kg)					漁場の水深、 その他の事項
				キンメダイ				計	
⋮									

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

太平洋南部キンメダイの広域資源管理

1 資源の現状

キンメダイは、我が国では北海道釧路以南の太平洋と新潟県以南の日本海に分布し、そのうち太平洋岸では房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺海域などを主な漁場として、立縄、底立延縄、樽流しなどの釣り漁業等によって漁獲されている。この他、小笠原公海、南西諸島周辺、中部北太平洋公海域の天皇海山周辺海域等においても、底立延縄、底刺網、トロール等によって漁獲されている。

1都3県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）における2005～2009年のキンメダイの漁獲量は7千トン弱で安定していたものの、2010年以降は減少傾向にあり、2023年には4,360トンとなっている。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域及び四国沖南方の海山域におけるキンメダイ資源量は2000年代前半まで4万トン台で横ばい、その後は減少傾向で推移し、2023年は37千トン。親魚量は2000年代前半まで3万トン台で推移したが、その後は減少傾向となり、2016年には22.9千トンまで減少した。その後、2017年以降は増加傾向に転じ、2023年は29.9千トンとなった。

2 関連漁業種類

- (1) 自由漁業 立縄漁業
- (2) 知事許可漁業（東京都、静岡県） 底立てはえ縄漁業
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 底刺し網

3 資源管理の方向性(目標、期間等)

キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持、管理するための取組が重要である。

このため、一都三県の自由漁業を営む漁業者が取り組んでいる資源管理措置を継続または強化していくことにより、資源量を回復させることを目標とする。

4 資源管理措置

- (1) 関係漁業者の合意の下で、下記のとおり漁獲努力量の削減措置を実施。

各海域できめ細かい措置が機動的に講じられている。

- ① 立縄漁業(自由漁業)及び底立てはえ縄漁業(知事許可漁業)

都県名	関係漁業者の操業海域	取組内容
千葉県	銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島	※ 各地の事情により、以下 取組を組合せて実施。 ・ 小型魚の再放流 ・ 漁具・漁法の制限 ・ 休漁日・休漁期間の設定 ・ 操業規制区域の設定 ・ 使用済漁具廃棄の禁止等
東京都	大島周辺、利島周辺、新島(含式根島)周辺、神津島周辺、御蔵島・イナンバ、三宅島周辺、八丈島(青ヶ島含む)周辺	
神奈川県	東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島、静岡県御前崎沖(静岡県知事許可)	
静岡県	伊豆諸島、静岡県地先	

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 委員会指示第 47 号）

きんめだい底刺し網漁業の承認を受けた者は、底立はえ縄漁業者を会員とする漁業者協議会との間で合意した以下の内容等について実施。

ア 休漁の設定

小型魚や産卵親魚の保護育成のため、次の海域（第 1 紀南海山、第 2 紀南海山、駒橋第 2 海山）においては、11 月 1 日から翌 3 月 31 日までの間において、1 ヶ月間の休漁を実施する。

イ 小型魚の保護（全長制限）

小型魚の保護育成のため、全長 28 センチメートル未満のキンメダイは水揚げをしない。

ウ 漁具の制限

操業にあたっては、内径で 120 ミリメートル以上の網目を有する漁具を使用する。

また、漁具の長さは一連につき 600 メートル以内とし、1 回の操業において投網できる連の数は 5 連までとする。

③ 漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等においてゴースト漁具を発見した場合は、自主的に回収するよう努めている。

（2）漁獲努力量の削減措置については、これまでの実施体制及び措置内容を尊重しつつ、各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案し、関係漁業者間の合意の下で、現在の取組をさらに進めていくこととする。

5 関係者間の連携体制

従前より、キンメダイ資源管理は「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」を通じて議論を重ね実践してきたが、平成 26 年に同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び（国研）水産研究・教育機構で構成される「漁業者代表部会」を設置し、年 2 回程度、同部会を開催することとしている。

令和 6 年度の「漁業者代表部会」は「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」とともに、令和 7 年 2 月 6 日に開催し、水産研究・教育機構から「令和 6（2024）年度キンメダイ太平洋系群の資源評価結果」について説明を行い、その後、水産庁から令和 4 年 12 月に開催された資源管理手法検討部会で整理された意見や論点の対応の方向案、前年度の漁業者代表部会で頂いた意見の対応の方向案等について説明を行い、意見交換等を実施した。

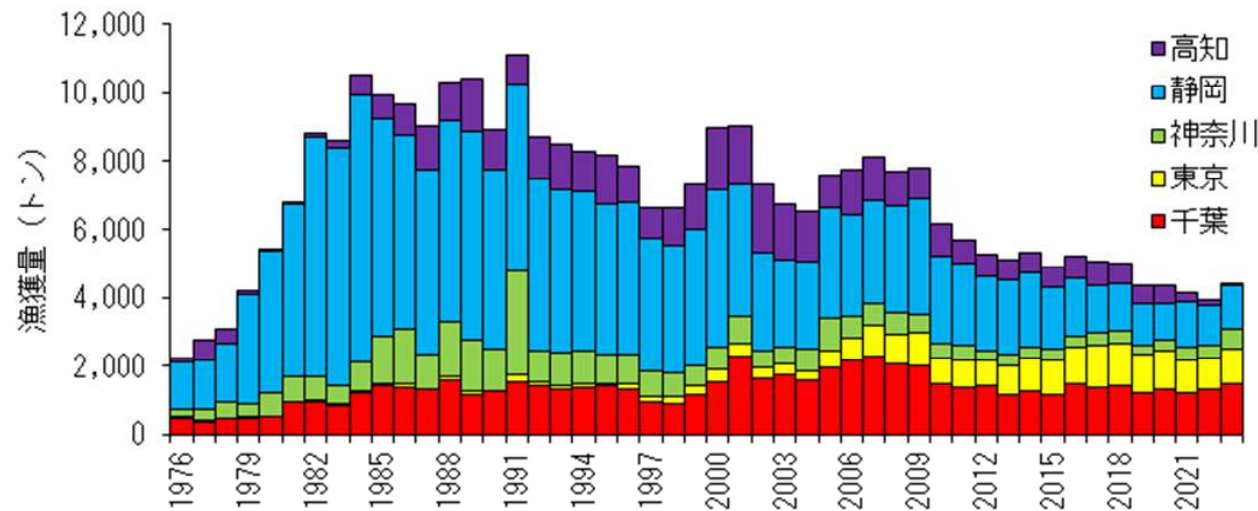
令和 7 年度は、引き続き、資源管理手法検討部会で整理された意見や論点等の対応を進めながら、関係漁業者等の理解と協力を得つつ、新たな数量管理の導入に伴う、資源管理の目標や目標達成の方法等について検討を進められるよう、必要な調整等を行っていくこととする。

太平洋南部キンメダイ資源管理の令和6年度の取組状況

【広域資源管理の取組状況】

- ① 立縄漁業及び底立てはえ縄漁業
 海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等の措置を実施。

図 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県のキンメダイ漁獲量の推移



- ② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）
 太平洋広域漁業調整委員会指示第四十五号に基づき、きんめだい底刺し網漁船1隻を承認。また、小型魚や産卵親魚保護のための期間休漁（11月1日～3月31日までの間のうち1ヶ月）、小型魚の保護（全長制限）、漁具の制限等の取組を実施。

（参考）キンメダイ底刺し網漁業（委員会承認分）漁獲量

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
35 トン	29 トン	73 トン	64 トン	46 トン	52 トン	60 トン	87 トン	52 トン	35 トン	20 トン

※各年1～12月の漁獲量を集計